

国民年金からのお知らせ

前納がお得です！

平成 27 年度の国民年金保険料額は
1 か月 15,590 円 です。
 (平成 26 年度は 15,250 円でした。)



国民年金保険料は、お支払方法によって、オトクな割引があります。

平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月の 1 年度分について

現金で毎月納付した場合 15,590 円 × 12 か月 = 187,080 円
 現金で 1 年分を前納すると **183,760 円** 3,320 円割引

平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月の 6 か月分について

現金で毎月納付した場合 15,590 円 × 6 か月 = 93,540 円
 現金で 6 か月分を前納すると **92,780 円** 760 円割引
 (年間納付額 92,780 円 × 2 回 = 185,560 円) (年間割引額 760 円 × 2 回 = 1,520 円)

上記の前納のお支払いは **平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日まで**

※ 1 年度分・6 か月分の前納納付書は、毎月納付用と一緒に平成 27 年 4 月上旬に発送されます。
 ※ 現金払いでの前納は、1 年度分や 6 か月分だけでなく、申込月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要となりますので、帯広年金事務所 (☎ 0155 (25) 8113) までお問い合わせください。

変更があったら忘れずに届け出ましょう

～ 届け出を忘れて、未納期間をつくらぬよう、ご注意ください ～

種別が変更となる場合は、届け出が必要となります。必要な書類などを確認のうえ、必ず届け出てください。(20 歳以上 60 歳未満の方が対象となります。)

●自営業・学生など (第 1 号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第 2 号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第 3 号被保険者	配偶者の勤務先

●会社員・公務員 (第 2 号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
退職した	第 1 号被保険者	市区町村
退職し、すぐに再就職した	第 2 号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第 3 号被保険者	配偶者の勤務先

●会社員・公務員に扶養されている配偶者 (第 3 号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
年収が 130 万円以上になった / 離婚した	第 1 号被保険者	勤務先および市区町村
配偶者が退職して自営業など (第 1 号被保険者) になった	第 1 号被保険者	市区町村
会社員・公務員になった	第 2 号被保険者	勤務先

問合せ先

帯広年金事務所 (帯広市西 1 条南 1 丁目) ☎ 0155 (25) 8113
 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

住民登録は正しく行われていますか？

住民票 (住民基本台帳) には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類 (運転免許証、パスポートなど) の提示をお願いします。

住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届 (転入、転出、転居) の手続きをされる場合は、必ず同カードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 ※豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から 14 日以内	本人または世帯主	○転出証明書または住民基本台帳カード (前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください) ○届出人の印鑑 ○本人確認書類
転出届 ※ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ (転出後 14 日以内を含む)		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○印鑑登録済証明書 (印鑑登録している方) ○住民基本台帳カード (お持ちの方) ○国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証 (加入者) ○身体障害者手帳、重度・ひとり親および乳幼児医療費受給者証 (該当者)
転居届 ※豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から 14 日以内		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○国民健康保険証 (加入者)
世帯変更届 ※世帯主が変わったとき	変更のあった日から 14 日以内		

**DV (ドメスティックバイオレンス) およびストーカー行為等の被害者の方は
 申出によって住民基本台帳・附票の交付・閲覧を制限できます。**

1 支援措置の内容

DV を受け家を出た被害者の新住所を加害者が把握できないようにするため、また、ストーカー被害者の新住所を加害者が探索できないようにするため、被害者の住民票・戸籍の附票の交付・閲覧を制限することができます。

- 加害者からの閲覧・交付請求を不当な請求として拒否します。
- 成りすまし防止のため、被害者 (= 支援対象者) からの交付請求にも、その都度、本人確認をより厳格に行います。
- 郵便請求や代理人、使者からの請求には原則応じられません。

2 支援措置を受けるには

- DV およびストーカー行為等の被害者であり、警察等の機関に相談され支援の必要性があると判断された方が対象になります。
- 被害者から町へ支援措置を求める旨の申出をし、町は支援措置の必要性について警察等の機関に意見を聴き確認します。
- 支援措置の期間は、申出の日から 1 年間です。(延長可能です。)

～詳しくは、役場住民課戸籍年金係にお問い合わせください～

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213